次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員の仕事と生活の調和のため、次のように行動計画を策定しました。

計画期間

2021年10月1日～2026年3月31日

目標

2026年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とします。